

令和2年度第4次津山男女共同参画さんさんプラン事業実施計画

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり

主要施策(1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	各種講座やイベントの開催	男女共同参画の理解と意識改革を図るため、男女が参加しやすい講座やイベント等を開催します。 ・さん・さん祭りの開催 ・男女共同参画週間パネル展の開催 ・男女共同参画講座等の開催 ・社会制度や慣行を見直す学習機会の提供 ・男性の家事・育児・介護等に対する意識改革や能力向上のための講座開催 ・働き方改善の取組支援 ・津山広域事務組合との共催による講演会の開催 ・関係資料の特別展示の開催	人権啓発課	さまざまな視点・テーマから、男女共同参画の理解につながる講座の企画・実施をする。(男女共同参画「さん・さん」セミナー、男女共同参画週間パネル展、さん・さん祭り等の実施。)
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携して、優良従業員表彰等を実施。この中で、男女共同参画等に係る情報提供や意識啓発に努める。
			生涯学習課	中央公民館に男女共同参画の啓発コーナーを設け、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを図る機会を提供する。 公民館で開催される講座、生涯学習講座の中で、男女共同参画に関する要素に配慮した講座の組立てを行う。 「さん・さん」と連携し、男女共同参画講座やさん・さん祭りの関係資料の特別展示を行う。
2	広報紙・情報誌による広報・啓発活動の充実	男女共同参画を促進するための様々な媒体を通じて効果的な広報・啓発活動を行います。 ・「広報津山」、市ホームページ、SNS等を活用した広報・啓発 ・男女共同参画だより「えすぽあ」での広報・啓発 ・FMラジオ等、その他メディア媒体の活用	秘書広報室	広報津山や市フェイスブック、LINEなどへ、男女共同参画社会に関する記事を、年間15回以上掲載する。
			人権啓発課	広報津山に、男女共同参画コラム「ひとつひとつの間に」を年2回掲載する。 男女共同参画だより「えすぽあ」を年1回発行し、広報津山に折り込み、全戸配布する。 その他、市ホームページやフェイスブック等を利用した情報発信に努める。
3	市民団体等の育成	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループ等の育成や、団体間のネットワーク形成の支援を行うとともに、人材育成のための講座を開催します。 ・各種女性団体やつやまNPO支援センターにおける市民活動団体の支援・育成 ・男女共同参画市民企画講座の実施 ・人材育成講座	人権啓発課	津山市で活動する市民団体・グループを対象に男女共同参画市民企画講座を募集し、応募団体による自主運営の講座を実施する(2講座)。 市民対象に、人権意識の向上を目的とした講演会を開催する。
			地域づくり推進室	地域づくりサポートセンターにおける市民団体の活動支援を継続して行う。
			生涯学習課	公民館で開催される講座、生涯学習講座の中で、人材育成に関する要素に配慮した講座の組立てを行う。
4	市民団体等との協働による啓発事業の推進	市民団体等と協働し、市民ニーズに即した分りやすい視点から意識改革を推進します。 ・さん・さん祭りを市民団体と協働で開催 ・男女共同参画市民企画講座の実施	人権啓発課	さん・さん登録団体と協働し、12月12日、13日に「さん・さん祭り2020」を開催する。 津山市で活動する市民団体・グループを対象に男女共同参画市民企画講座を募集し、応募団体による自主運営の講座を実施する(2講座)。
5	市民のメディア・リテラシー向上への取り組み	固定的な性別役割分担意識を助長する表現や、性の商品化につながる表現、男女間の暴力を無批判に取り扱う表現など、携帯電話やインターネットなどの情報通信を含めたメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力(メディア・リテラシー)の向上を図ります。 ・メディア・リテラシーに関する講座・講演会の開催や資料展示など学習機会や情報の提供 ・児童・生徒へのメディア・リテラシーの指導や保護者への啓発	秘書広報室	広報紙などに掲載する内容について、偏った表現を避け、信頼性・中立性に配慮する。 また、メディア・リテラシーに関する啓発記事の掲載に努める。
			人権啓発課	メディア・リテラシーに関する啓発事業等を開催する。その他、学習機会を設け、情報の提供を行う。
			生涯学習課	メディア・リテラシーに関する資料の収集やポスター掲示などにより来館者への情報発信を行う。
			学校教育課	各教科や特別活動等をとおして児童・生徒へのメディア・リテラシーを指導し、通信やPTA活動等で保護者への啓発を行う。 情報判別能力を高め、主体的に情報機器を取り扱うことができるようになるための小中学校親学講座や子育てワークショップ研修を開催する。
6	市役所における制度・慣行の見直しと職員の意識改革の促進	市の施策が男女に中立に働くよう、職員の意識改革を促進するとともに、市の条例・規則等が固定的な性別役割分担意識に基づくことのないよう、常に確認し、必要に応じて改善を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った政策・例規等のチェック	総務課	市の条例・規則等の規定の仕方や表現が、固定的な役割分担意識に基づいていいかどうか見直しを促進するとともに、必要に応じて改善を図る。(条例・規則等の見直しは所管課が実施。改正文の審査時に総務課として内容を検討するもの)

		<ul style="list-style-type: none"> 市の制度や慣行の見直し 職員の意識改革の促進 職員研修の実施 	みらいビジョン戦略室	第5次総合計画に基づき実施する主要事業の推進にあたって、男女共同参画の視点を反映させながら計画全体にわたり横断的に各部局との調整を図る。
			行財政改革推進室	行革実行計画の推進にあたって、男女共同参画の視点を意識して調整を行う。
			人事課	人権啓発研修等を啓発の機会として、職員のより一層の男女共同参画の理解と意識改革を行う。
			人権啓発課	人事課の人権啓発研修などを通して、市職員の意識啓発を図る。 関係各課に配置している津山市男女共同参画まちづくり推進班員を対象とした研修会等を企画。
7	行政刊行物等における男女共同参画の視点の推進	<p>性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、市役所における刊行物の見直しを行い、必要に応じ改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画行政刊行物ガイドライン」の周知 広報担当職員研修の実施 	秘書広報室	広報紙に掲載する記事やイラストなどに、固定的な性別役割分担を助長する表現が無いように配慮する。
			人権啓発課	行政刊行物等の情報や表現が、固定的な性別役割分担意識や性的な差別につながることのないよう、市職員に啓発する。 府内イントラネットに「男女共同参画行政刊行物ガイドライン」を掲載し、周知を図る。 市ホームページや広報紙、府用車等の広告について、「広告審査会」に出席し、不適切な表現がないか等を審査する。

主要施策(2) 男女共同参画に関する調査・研究

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	調査・研究の推進	市の施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、市民意識・実態調査を実施します。 ・講座等の事業実施の際のアンケートによる意識・ニーズ調査	人権啓発課	講座等の事業実施の際に、アンケートを行い、男女共同参画に関する意識やニーズの調査を行う。
2	情報の収集・提供	男女共同参画に関する先進事例、統計等の情報を収集し、提供します。 ・男女共同参画情報コーナーの整備と資料の貸出し	人権啓発課	男女共同参画社会づくりの拠点としての機能を充実させるため、「さん・さん」情報コーナーの図書等を整備する。 各関係機関等が発行する情報誌等を整備し、市民に情報提供する。

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

主要施策(3) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	男女共同参画の視点に立った教育の充実	<p>子どもの発達段階に応じて、人権を尊重した教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ、性教育等について指導の充実を図ります。進路指導においては性別にかかわりなく、生徒の個性と能力に合った進路が選択できるような適切な進路指導を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の実施 ・家庭生活や性教育等の指導の充実 ・適切な進路指導の実施 	学校教育課	各教科、道徳、特別活動等において、男女共同参画の視点からの授業の充実を図るとともに、学校教育全体をとおして、人権尊重、男女平等、男女の相互理解・協力についての指導を発達段階に応じて推進する。 また、キャリア教育の充実を図り、一人一人の個性や能力を尊重し自立の意識を育む教育や進路指導を推進する。
			こども保育課	男女共同参画の考え方が浸透するよう、各園にて幼児の発達段階保育計画を立案し適切な人権教育を実践する。
2	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	<p>学校・園行事やPTA活動において、男女が共同で参加できる体制を整備します。また、諸帳簿等についても男女共同参画の視点に立った条件整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った学校・園行事等の実施 ・PTA活動における男女共同参画の促進 	学校教育課	男女共同参画の視点に立った学校運営を進めるため学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解・協力についての指導を発達段階に応じて推進していく。 PTA活動において、男女共同参画の視点に立った親学講座の開催や母親委員会での研修を進め、男性の育児参加などの啓発を図る。
			こども保育課	各種行事において、男女共同参画の視点に立った状況を設け実践する。
3	教育関係者等の研修の充実	<p>保育・教育関係者等(学童保育支援員を含む)を対象とし、男女共同参画の視点に立った研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った研修の実施 	人権啓発課	教育関係者の研修等に、出前講座、啓発ビデオ等の貸し出し、啓発パンフレット等を積極的に利用するよう情報を公開する。
			子育て推進課	放課後児童クラブにおいて、子どもを保育する立場の関係者に対し、男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援について研修の実施やチラシ等を配付し意識の形成を図る。
			こども保育課	各関係者に対し、年間計画に基づき男女共同参画の視点に立った研修の実施を促す。

			学校教育課	教育関係者に対して、人権意識の高揚、男女共同参画の理念の普及を図る意識啓発研修等の取組を推進する。
4 高等学校、高専、大学等における教育の実施	高等学校や高等専門学校、大学等における男女共同参画の視点に立った教育を働きかけます。 ・啓発資料の配布、教材の貸出し ・出前講座の実施 ・若者を対象にした講座の実施	人権啓発課	教育関係者の研修等に、出前講座、啓発ビデオ等の貸し出し、啓発パンフレット等を積極的に利用するよう情報を公開する。	
		生涯学習課	来館者に対し男女共同参画関連の情報提供を積極的に行うとともに、パンフレットやチラシの配布などにより啓発を図る。	

主要施策(4) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1 社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	地域における男女共同参画に関する学習機会の充実のため、社会教育関係者に対する啓発を推進します。 ・公民館長や公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員への研修 ・各種研修機会の活用 ・出前講座の周知	人権啓発課	公民館館長と公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員を対象に研修会を実施する。 公民館長会議で出前講座の利用を呼びかける。	
		生涯学習課	公民館長や公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員、社会教育関係者の会議等で、地域における男女共同参画に関する啓発や報告などを行う。	
2 地域における学習機会の提供	地域における男女共同参画に関する学習機会の充実のため、地域団体や公民館等における学習機会の提供を図ります。 ・男女共同参画に関する出前講座(生涯学習リクエスト大学)の実施 ・男女共同参画のテーマを盛り込むことによる公民館講座・学級などの実施 ・地域における学習機会の提供 ・出前講座の周知	人権啓発課	広報津山折り込み情報誌の生涯学習通信「まなびい」や公民館長会議などにおいて、出前講座の積極的な利用を呼びかけ、地域における学習機会の提供を図る。 公民館長会議で出前講座の利用を呼びかける。	
		生涯学習課	出前講座(リクエスト大学)や公民館で開催される講座の中で、男女共同参画に関する要素を配慮した講座の組み立てを行う。	
3 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす家庭教育の重要性について啓発を図り、家庭教育力の向上を目指します。 ・学校やPTA等が実施する家庭教育推進事業において、人権教育や男女共同参画の視点を取り入れた事業を展開	学校教育課	家庭における男女共同参画の学習を図るために、学校での参観日、通信などを通じて啓発に努める。チャレンジハッピーデーやあいさつ運動の活動を通して、家庭教育の重要性を啓発していく。 幼稚園や保育園、小中学校、PTAで開催している家庭教育に関する親学講座などを通じ、人権や男女共同参画について啓発を行う。	
		人権啓発課	男女共同参画の視点に立った家庭教育や子育てに関する講座等を開催する。 妊婦学級や公民館での男女共同参画研修会などで学習機会を設け、情報の提供を行う。	
		こども保育課	家庭教育の重要性を周知し各家庭にて実践されるよう講演会等を企画する等し、啓発に努める。	

基本目標Ⅱ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶(DV防止計画)

主要施策(5) DV発生の防止及び抑制に向けた取り組み

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1 人権教育・啓発の推進	DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、性の商品化等の人権侵害、暴力を根絶するために、機会あるごとに、人権教育や意識啓発に努めます。 ・保育、教育の場や地域で行う学習の場での人権教育の推進 ・啓発事業の実施 ・パンフレット配布 ・若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進 ・有害図書および広告物等の社会環境の浄化	人権啓発課	男女共同参画週間パネル展、さん・さん祭り、講座等において、DV防止についての理解を深め、暴力を許さない機運を醸成する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DVや児童虐待など、暴力防止に関する事業を開催する。 「津山市成人を祝う会」で、式典に出席した人にデートDV防止パンフレットを配布する。	
		こども保育課	保育・教育の場において、人権教育の啓発・推進に努める。	
		学校教育課	関係機関等作成のDV等防止のためのリーフレット等を学校へ配布し、意識啓発を図る。 また児童虐待とも関係があるケースについては、関係課や関係機関と連携し、支援を行う。	

			次世代育成課	「津山市成人を祝う会」において参加者に対してDV防止やデートDV防止などの啓発冊子を配布し、互いの性を尊重する意識の醸成に努める。
			生涯学習課	「さん・さん」と連携し、男女共同参画講座やさんさん祭りの関係資料の特別展示を行う。
			秘書広報室	「DV、セクハラなどは人権を侵害する行為である」という認識を広める啓発記事を、広報紙に掲載する。
2	DVに関する理解促進	講座等でDVの実態等を周知し、「暴力は許されない」という市民意識の醸成を図り、DVの被害が潜在化・深刻化しないよう、被害を受けた場合あるいは身近に被害者がいた場合の対処方法などについて、市民の理解や認識の促進に努めます。 ・研修・講座等による普及啓発 ・加害者更生プログラム等についての県や関係機関との情報交換	人権啓発課	男女共同参画週間パネル展、さん・さん祭り、講座等において、DV防止についての理解を深め、暴力を許さない機運を醸成する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DVや児童虐待など、暴力防止に関する事業を開催する。 「津山市成人を祝う会」で、式典に出席した人にデートDV防止パンフレットを配布する。

主要施策(6) 被害者等救済体制の充実

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	相談体制の充実	<p>更なる相談体制の充実を図り、DV被害者への支援を強化するとともに、二次的被害が生じないように適切に対応します。</p> <p>相談者自身の資質の向上とともに、相談員の精神的な負担を軽減できるようメンタルヘルスケア等についても留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等との連携 ・相談体制の充実と相談員の確保 ・府内相談員連絡会議の実施 ・弁護士による無料法律相談事業の活用 ・相談員のメンタルヘルスケア体制の整備 ・相談員のスキルアップ ・「相談先一覧カード」を市内公共施設や医療機関、商業施設等へ設置 	人事課	相談員のメンタルヘルスケアについて、その他のメンタル不調者と同様に「メンタルヘルス相談室」の活用により対応していく。 なお、「メンタルヘルス相談室」とは、平成29年度から産業カウンセラーにより実施しており、職場・人間関係などの社会的アプローチに始まり、必要に応じて医療的アプローチに繋げていくことを目的としているものである。
			人権啓発課	さん・さんにおいて、女性の相談員による「女性の悩みごと相談」を毎週水曜日と奇数月の第3土曜日に実施する。その他の日はさん・さん職員等が対応する。 広報津山や市ホームページへの掲載をはじめ、リーフレットや相談カードを各所に配置し、相談事業を幅広く周知する。 また、令和3年度からの配偶者暴力相談支援センター開設に向け、相談員の確保を図り、研修会への参加や関係機関との情報共有等を通じ、相談員の人材育成に努める。
			環境生活課	犯罪被害者支援ネットワーク会議等の機会を利用して、情報の共有及び相談体制の連携に努め、適切な対応を図る。
			障害福祉課	事案発生時には、迅速に適切な機関につなぐ。
			高齢介護課	他課と連携を取り、DV被害対象者に対する情報の管理を徹底する。
			子育て推進課	母子父子自立支援員を配置し、被害者が相談しやすい環境の整備と相談体制を整える。
			こども子育て相談室	子ども家庭総合支援拠点として、児童相談の窓口や、児童虐待の通告先となるこども子育て相談室を市民や関係機関に周知し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげる。 岡山県、児童相談所及び家庭相談員連絡協議会等が主催の研修会等に積極的に参加し、相談員の資質・能力の向上等に努める。
			健康増進課	関係機関との連携を図り、気軽に相談できる支援体制を充実させる。
			人権啓発課	DV被害者から相談があった場合、府内関係課等と連携をとり、すみやかに対応する。
			生活福祉課	広く地域の実情に通じている民生委員・児童委員に対して早期発見、通報の協力を働きかける。
			障害福祉課	障害福祉関係機関と更なる連携を図る。
2	発見・通報に関する体制整備	DVの早期発見のため、医療機関、教育機関及び福祉関係窓口並びに民生委員・児童委員等との協力体制をつくります。 ・児童及び高齢者、障害者虐待相談窓口等との協力体制づくり ・保育、教育機関、医療関係者等の理解の促進 ・民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ		

			高齢介護課	他課と連携を取り、DV被害対象者に対する情報の管理を徹底する。
			子育て推進課	放課後児童クラブで、DV被害を疑う者を発見した場合には早期に情報提供していただくよう、連携の強化を図る。
			こども保育課	各園に協力を依頼し、各種関係機関と情報共有しながら早期発見に努める。
			こども子育て相談室	虐待を受けた児童の早期発見等につながるよう、要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携・協力体制を維持・強化する。
			健康増進課	適切な相談対応をしていくために、早期に各関係機関との連携を図る。
			学校教育課	児童虐待・DVなど、児童生徒の学校生活の様子を観察し、様子の変化をとらえた場合には、素早く関係機関に情報を共有できるよう学校の連絡体制を整える。
3	迅速で安全な保護体制の充実	DV被害者の一時保護が行われるまでの間、警察と連携を取りながら、安全な避難場所を確保し、充実した保護体制をとります。 また、その後の被害者の自立に向けて、住宅の確保をはじめ生活基盤を整えるためのさまざまな支援体制の充実を図ります。 ・緊急時の安全の確保と同行支援 ・広域連携の推進 ・相談支援マニュアルの改訂と徹底	人権啓発課	DV被害者から一時保護の相談があつた場合、県女性相談所等と連携をとり、すみやかに対応する。 法の改正があった場合には、相談支援マニュアルを改訂し、府内関係課に周知する。
			子育て推進課	女性相談所、警察署、民間シェルター等の関係機関と連携しながら、DV被害者の避難場所の確保や同行支援を行う。
4	同伴家族等への保護と援助	DVを見せられたり親から直接暴力を受けている子どもや、両親の別居や離婚による環境の変化で心の傷を負った子どもが安心して生活できる環境を整え、心のケアに配慮します。 また、DV被害者が介護などの必要な高齢者を同伴している場合には、その高齢者の身体等の状態に応じた適切な支援を行います。 ・子どもへの支援 ・同伴高齢者への適切な支援や権利擁護と虐待防止 ・保育・教育機関等への協力要請	人権啓発課	面前DVなどの児童虐待を受けている子どもの情報が入ったら、こども子育て相談室等と連携して対応する。 同伴の高齢者がいた場合には、包括支援センターと連携して対応する。
			子育て推進課	DV被害者の同伴家族が安心して生活できるよう、保育園、幼稚園、学校等の関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。
			こども子育て相談室	要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携を維持・強化し、被害を受けた児童及び保護者への適切な支援・見守り等を行う。
5	外国人・視聴覚障害のある人への配慮	外国人DV被害者が支援情報を知ることができるよう多言語による相談体制の充実を図ります。また、視聴覚等に障害のある人にも、被害者が安心して相談でき、支援情報が入手できる環境を整えます。 ・外国語・点字・声の広報等による支援情報の提供 ・外国語・点字・手話等での相談対応	秘書広報室	視覚障害のある人を対象に、音声で「広報津山」の内容を聞くことができる「声の広報」を提供する。提供内容は、CDまたはカセットを郵送で毎月提供する。
			人権啓発課	外国語・点字・手話等での相談を希望する場合に、通訳を探したり、適切に応対できる他の機関を紹介する。
			障害福祉課	点字・声の広報等による支援情報の提供及び点字・手話等での相談対応に努める。
			地域づくり推進室	外国人が支援情報を知ることができるようHP等の多言語化を充実させる。また、ボランティア通訳による相談体制を推進する。

主要施策(7) 被害者の自立を支援する環境整備

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	住居の確保に向けた支援	一時保護を受けたDV被害者の、退所後の住居を確保するための情報提供を行います。また、住居の確保が困難な被害者に対し支援を行います。 ・市営住宅への入居支援 ・民間賃貸住宅への入居支援	人権啓発課	一時保護を受けたDV被害者から、退所後の住居についての相談があつた場合に、情報提供を行う。
			子育て推進課	DV被害者の意向を確認し、住居確保に向けて必要な情報提供を行う。
			管理課	市営住宅への優先入居や民間賃貸住宅への入居斡旋により、DV被害者の住居確保に努める。

2	経済的自立に向けた支援	<p>被害者の経済的自立に向けた就業支援講座の情報提供や、企業等に就職支援の協力の働きかけをします。また、母子生活支援施設における保護の実施や、各種手当等の福祉施策についても、広く情報提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者への就業支援 ・企業等に対する働きかけ ・各種保健福祉支援制度の情報提供 	人権啓発課	被害者から経済的自立に向けての相談があった場合に、就業支援講座等の情報提供を行う。
			生活福祉課	被害者の経済的自立を支援するよう保護の実施や居住、就労に係る相談支援を行う。
			高齢介護課	他課と連携を取り、DV対象者に対する情報の管理を徹底する。
			障害福祉課	各種障害手当や障害者就労について情報提供を行う。
			医療保険課	窓口での各種届出、手続き時、電話での対応時、保険情報等によりDV被害が確認、予測される場合で経済的自立に向けた支援等が必要な場合は、被害者へ担当課に相談するように説明している。
			子育て推進課	DV被害者の経済的な自立に向けて、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、求職活動を支援する。 また、身体的暴力により避難した場合は、被害者の意向を尊重したうえで、母子生活支援施設への入所も検討する。
			健康増進課	必要に応じて保健情報の提供を行う。
3	精神的被害を受けた被害者の心の回復支援	<p>精神的な被害を受けているDV被害者の心のケアのため、保健所や医療機関につなぐなど連携して支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスケア ・自助グループ等の活動支援 	人権啓発課	DV被害者の心のケアのため、相談があつた場合には関係機関につなぎ、連携して支援する。
			健康増進課	保健所、医療機関等関係機関と連携してメンタルヘルスケアを行う。
4	二次的被害を起こさない支援体制づくり	<p>被害者の状況・状態に留意し、二次的被害が発生しないよう対応します。また当事者等の住民票等の交付制限等、被害者の保護を図ります。個人情報の厳守など細心の注意を払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務における支援措置 ・保育・教育機関等への周知 	市民窓口課	DV被害者から警察等に相談し支援措置の申出を受けた場合、住民票や戸籍附票に発行禁止をかけ、加害者に住所の遺漏のないようマニュアルに基づき対応し、関係各課・係と連携を図る。 住民票等の交付を行う場合は、本人確認を厳格に行う。
			子育て推進課	住民基本台帳事務における支援措置の手続き等について情報提供を行うとともに、被害者の居場所が特定されないよう、個人情報の管理を徹底する。
			医療保険課	被害者の自立支援に向けて、関係機関との連携を行う中で、被害者の保険情報等が加害者へ流出しないように情報管理を徹底する。
			学校教育課	個人情報を適切に扱い、プライバシー保護についての理解を深める研修を毎学期必ず1回以上を行い、個人情報の適切な管理を行う体制作りを進める。

主要施策(8) 関係機関との連携強化と民間団体との協働

No.	施 策	概 要	担 当 課	令和2年度事業実施計画
1	関係機関との連携強化	<p>DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの一連の支援を行うために、県配偶者暴力支援センターや警察署等、関係機関相互の情報の共有及び連携を図り、DV被害者の支援強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県DV対策会議等への出席 ・岡山県都市男女共同参画推進会議での他市との連携 ・津山市DV対策会議における庁内連携の強化および研修会の実施 	人権啓発課	県配偶者暴力支援センター、警察署、民間の被害者支援団体などの関係機関との連携を密にし、被害者の適切な保護・支援につなげる。
			環境生活課	県や警察署、民間支援団体等との連携を図り、被害者支援の体制を構築する。また、相談業務に当たる職員のスキルアップのため、研修会へ積極的に参加し知識を習得する。
			子育て推進課	女性相談所や警察署、パブリック法律事務所、民間シェルター等の関係機関との連携を図り、被害者の支援を行う。

			こども子育て相談室	要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携を維持・強化し、被害を受けた児童及び保護者への適切な支援を行う。
			健康増進課	適切な相談対応をしていくために、早期に各関係機関との連携を図る。
2	職務関係者の資質向上への取り組み強化	<p>相談員は、研修会などに積極的に参加し、技能向上、相互の連携を図ります。</p> <p>また、相談員以外の関係職員も研修を重ね、不適切な対応や誤った情報を伝える事のないよう資質の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口担当者の研修への参加 ・DV被害者保護支援関係機関等とのネットワークの強化 ・津山市DV対策会議における庁内連携の強化および研修会の実施 	人権啓発課	人権啓発課相談員や関係職員に、研修会への積極的参加や関係機関との情報共有等を促し、人材育成に努める。 津山市DV対策会議を開催し、研修を行う。
			子育て推進課	母子父子自立支援員や職員が相談員実務者会議等に参加し情報交換を行うことで、相互の連携を強化する。 また、関係機関が実施する研修会等に積極的に参加することで相談技術の向上を図る。
3	関係団体との協働	<p>DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの支援を行っている民間団体と連携を図りながら、DV防止の普及啓発や被害者の自立支援を引き続き行っています。また、支援団体の育成について努力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育、教育機関、医療関係者等の理解の促進 ・民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ ・被害者支援団体との連携の強化 	人権啓発課	被害者支援団体との連携を強化し、DV防止の普及活動等を行う。
			生活福祉課	民生委員・児童委員に対して被害者の見守り等の支援を働きかける。
			子育て推進課	必要に応じて、関係機関や団体と連携を図りながら、DV被害者の自立の支援を行う。
			こども子育て相談室	要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携を維持・強化し、被害を受けた児童及び保護者への適切な支援を行う。
			健康増進課	関係機関と協働しながら支援を行う。

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

主要施策(9) 健康の保持・増進支援

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	健康づくり市民組織活動への支援	市民組織による健康づくりの普及・啓発を図るための活動を支援します。 ・愛育委員の活動支援 ・栄養委員の活動支援	健康増進課	市民組織による健康づくりの普及・啓発を図るための活動として、愛育委員・栄養委員の活動支援を行う。
2	健康相談・指導・情報提供体制の充実	<p>こことからだの健康管理及び健康についての自覚を促すために、健康相談・指導・情報提供体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育、健康相談の実施 ・健康情報コーナーの設置 ・ホームページ等の充実 	健康増進課	「第2次健康つやま21」計画を推進し、市民の健康づくりを推進していく。
			生涯学習課	関連機関との連携による健康セミナーの開催および健康情報コーナーでの健康や認知症、介護情報の資料やパンフレットによる提供に努める。
			人権啓発課	こことからだの健康管理及び健康についての啓発活動を行う。
3	健康診査の充実	<p>市民の健康管理を推進するため、各種健康診査を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診 ・各種がん検診 ・特定保健指導等 	医療保険課	40歳～74歳の国保加入者に対して特定健診、人間ドッグの受診費用の助成を実施する。また、健診結果により、該当者に對して特定保健指導を実施する。
			健康増進課	各種がん検診等を実施し、健康な生活が送れるようにする。 ・各種がん検診(肺・胃・大腸・子宮・乳がん検診)

主要施策(10) 性と生殖に関する健康の重要性と母子保護に関する正しい知識の普及

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての啓発および支援	<p>男女がともに自らの性を大切にし、かつ互いの性を尊重し合えるように、妊娠や出産について、女性のライフサイクルの中で自己決定できるように意識の啓発に努めます。また、学校における児童・生徒の発達段階に応じた性教育や健康教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概念浸透のための広報活動および学習機会の提供 ・相談体制の充実 	人権啓発課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、啓発活動を行う。
			健康増進課	妊娠、出産について正しい知識を持ち、自己決定できるよう関係機関と連携を図り、相談体制を充実させる。
			学校教育課	学校の年間計画をもとに、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する教育や健康教育の充実を図る。

2	母子保健事業の充実	<p>妊娠・出産・育児に関する情報の提供を図ります。また、不妊や不育に悩む夫婦に対しては、支援対策の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児訪問指導 ・妊娠・新生児訪問指導 ・こんなには赤ちゃん事業 ・不妊治療支援事業 ・不育治療支援事業 	健康増進課	<p>妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育つよう子育て支援事業の充実を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.母子健康手帳の交付 2.妊娠・産婦健診 3.妊娠歯科検診 4.ハローベビー教室 5.新生児・妊娠婦訪問指導 6.育児相談 7.離乳食教室 8.子育て支援に関する電話相談 9.乳幼児健診 10.親子クラブの育成・支援 11.2歳児歯科検診 12.はっぴー子育て教室 13.不妊治療支援事業 14.不育治療支援事業 15.子育て世代包括支援センター事業
3	母子保護に関する教育と情報の提供	<p>妊娠・出産・育児に関する正しい知識と技術の普及を図るために、学校教育における性教育の充実と市民等への情報の提供を行います。</p> <p>母(両)親学級などへの男性の参加も促し、理解を図ります。</p> <p>妊娠から育児まで切れ目のない子育て支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における性教育 ・妊娠・出産・育児 ・健康教室等情報提供 ・子育て世代包括支援センター 	人権啓発課	<p>妊娠・出産・育児について正しい知識を普及するため、関係課と連携して学習の場や情報の提供を行う。</p>
			健康増進課	<p>妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育つよう知識の普及に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.母子健康手帳の交付 2.妊娠・産婦健診 3.妊娠歯科検診 4.ハローベビー教室 5.新生児・妊娠婦訪問指導 6.育児相談 7.離乳食教室 8.子育て支援に関する電話相談 9.乳幼児健診 10.親子クラブの育成・支援 11.2歳児歯科検診 12.はっぴー子育て教室 13.子育て世代包括支援センター事業
			学校教育課	<p>関係課や関係機関と連携しながら、児童・生徒の発達段階に応じて、母子保護に関する教育の充実を図るとともに情報提供を行う。</p>

重点目標5 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり 主要施策(11) 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯体制の確立

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	防災の分野における男女共同参画の促進	<p>男女のニーズや性差を施策に反映するため、防災の分野において男女共同参画の視点を取り入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災組織強化 ・消防団・防災組織への女性の参画促進 	危機管理室	女性消防団員の役割と活動について、市民により幅広く周知するよう取り組む。
			人権啓発課	女性の参画が少ない防災分野への女性の参画を促進する。 組織強化のためには女性の視点も必要なことから、会議等の委員に女性を積極的に登用するよう促す。
2	防犯の分野における男女共同参画の促進	<p>男女のニーズや性差を施策に反映するため、防犯の分野において男女共同参画の視点を取り入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯の組織強化 ・地域防犯組織への女性の参画促進 	環境生活課	危機管理体制、警察署と連携し、自主防災・防犯組織活動の支援を充実する。また、積極的に青色防犯パトロール研修を開催し、女性実施者数の増進に努める。
			人権啓発課	女性の参画が少ない防犯分野への女性の参画を促進する。 組織強化のためには女性の視点も必要なことから、会議等の委員に女性を積極的に登用するよう促す。

主要施策(12) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	介護保険・高齢者福祉サービスの充実	介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民の自立を支援するため、各種介護保険サービスの充実を図るとともに、高齢者の男女それぞれのニーズに対応した各種福祉サービスの充実を図ります。	高齢介護課	<p>高齢者福祉の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ①日常生活の支援 ②権利擁護 ③福祉施設の充実 <p>介護保険サービスの充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ①居宅サービス及び施設・居住系サービスの確保の方策 ②地域密着型サービスの推進のための方策 ③介護保険事業の円滑な運営 <p>地域支援事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ①介護予防の推進 ②認知症施策の推進 ③包括的支援事業 ④任意事業 <p>地域包括ケアシステムの構築</p>

2	障害者福祉サービスの充実	障害のある人が安心して暮らせるよう、男女それぞれへの配慮を重視した障害者福祉サービスの充実を図ります。 ・障害特性や本人ニーズを踏まえたサービス利用計画の作成	障害福祉課	住み慣れた地域で安全に安心して、自立した生活を送ることができるよう、障害のある男女それぞれへの配慮を重視した障害者福祉サービスの充実を図る。
3	高齢者の社会参画の促進と生きがい対策	老人クラブの活性化の促進や高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。 ・シルバー人材センター事業 ・学習・文化活動の機会提供 ・ふれあい交流拠点の整備	高齢介護課	シルバー人材センター、老人クラブの運営事業に対する支援を実施する。
			生涯学習課	格致大学、勝北シルバー大学など、高齢者を対象とした生涯学習事業や、公民館主催講座を開催し、高齢者の興味、関心がある講座を企画し、学習機会と高齢者のふれあい・交流の場を提供する。 大活字本の資料提供、高齢者の学習意欲の高い講演会の開催、認知症カフェ、回想法キットの貸出を行う。
4	障害者の社会参画の促進	スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を通して、障害のある人の社会参加を促し、さらに、点訳・手話・朗読・IT等を活用してコミュニケーション支援体制の整備を進めることで、障害のある人が充実した生活を送るための支援を行います。 ・スポーツ・レクリエーション事業 ・芸術・文化講座開催事業 ・奉仕員養成研修事業(点字・朗読・要約筆記・手話等) ・自動車操作訓練費及び自動車改造助成事業 ・盲導犬飼育助成事業 ・点字・声の広報等発行事業 ・防災情報メール等の活用 等	障害福祉課	障害者の積極的な社会参加や交流・健康増進を図るために、スポーツ・レクリエーション活動の場の整備に努めるとともに文化芸術活動を通して参加機会の拡大を図る。さらに、コミュニケーション支援体制として手話・要約筆記・点訳等のツールを活用できるように整備を進め、障害のある人が充実した日常生活を過ごせるための支援を行う。 ・スポーツ・レクリエーション事業 ・芸術・文化講座開催事業 ・奉仕員養成研修事業 ・自動車操作訓練費及び自動車改造助成事業 ・盲導犬飼育助成事業 ・手話通訳者設置事業 ・点字・声の広報等発行事業 ・防災情報メール等の活用
5	生活困窮者の生活安定と自立支援の促進	多様化する生活困窮者の状況に応じ、経済的自立のみならず社会的自立を図るために継続的な支援を行います。 ・自立相談支援センターによる自立支援 ・関係機関と連携した支援体制の強化 ・子どもの貧困対策の実施	生活福祉課	多様化する生活困窮の状況に応じて、関係機関と連携しながら就労支援などの必要な支援を行う。
			子育て推進課	子どもの貧困対策について、関係機関との情報共有や意見交換を図りながら、効果的な支援を行う。
6	性的指向や性同一性障害等に関する理解の促進	性の多様性を理解し、性的指向等により差別されない社会を目指します。 ・性的指向や性同一性障害等に関する正しい知識と理解の啓発 ・性同一性障害等の児童、生徒等に対する学校における相談体制の充実 ・学級等でいじめや差別を許さない人権教育の推進	人権啓発課	性的マイノリティに関する正しい知識と理解を啓発するために、講座を開催する。
			学校教育課	児童・生徒の発達段階に応じ、偏見や差別を解消するよう性の多様性について教科・道徳、特別活動など、様々な機会をとらえた教育を推進する。 また、担任・養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員が本人及び保護者の意向に配慮しながら相談に応じる体制を整備する。
			健康増進課	性の多様性を理解し、知識の普及に努める。

主要施策(13) 都市づくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	男女共同参画の視点に立った都市づくりの推進	都市づくりの推進において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の参画促進 ・すべての市民にやさしい都市づくりの推進	都市計画課	都市計画審議会や建築審査会等への女性の参画を促進する。 街路等の社会資本整備にあたっては、ユニバーサルデザインを基本とし全ての市民にやさしいまちづくりを推進する。
2	観光の分野における男女共同参画の促進	観光の分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の視点を取り入れた観光資源の開発 ・観光ボランティアガイドへの女性の積極的な進出とおもてなしの心の醸成	観光振興課	観光ボランティアガイドの育成・認定を通して、女性ガイド登録者を増やし、来訪者を温かく迎える気運の醸成など、おもてなしの質の向上を図る。 女性の視点を取り入れた滞在型プログラムの開発や観光素材集の作成、広告媒体への掲載等を行う。
			歴史まちづくり推進室	所管施設の運営について、女性スタッフの登用を推進する。

3	男女共同参画の視点に立った環境施策の促進	環境の分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の参画促進 ・市民団体等への支援	環境生活課	ホームセンターナンバ等と協力し秋から冬にかけての花の配布を検討している。また、町内会単位に案内を送付し、男女ともに参加者の増加をはかる。
---	----------------------	---	-------	--

重点目標6 國際化社会に対応する男女共同参画の取り組み
主要施策(14) 國際的な取り組みへの理解と市内在住外国人に対する支援の充実

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	国際的取組の情報収集・提供と国際理解のための教育推進	国際社会における男女共同参画の取り組みについて情報収集、提供を行い、他の国々の女性問題や男女共同参画について理解を深めます。 また、国際交流の促進や、語学教育を通してコミュニケーション能力を育成します。 ・国際交流行事の開催、国際理解に関する情報提供 ・学校等における外国語教育の充実 ・市民団体の育成	人権啓発課	国連をはじめとする国際社会における男女共同参画の取り組みについて情報を収集し、「さん・さん」情報コーナー等で情報提供する。 各関係機関等が発行する情報誌を整備し、市民に情報提供する。 諸外国における男女共同参画についてのパネル展を実施し、情報提供・啓発を行う。
			地域づくり推進室	友好交流都市アメリカサンタフェ市との交流について広く市民にPRする。
			生涯学習課	生涯学習における外国語の学習機会の提供と国際交流を促進するため、公民館講座等において、英語教室、中国語教室、ハングル語教室、外国人のための日本語教室など国際交流の会を開催する。 ボランティアによる英語の読み聞かせ会を定期的に開催する。
			学校教育課	小学校中学年での英語活動(外国語活動)等をはじめとして教育活動全般で、児童・生徒のコミュニケーション能力の育成を図り、自国や外国の文化や言語に慣れ親しむ機会の充実を図る。 中学生を対象にした日常の英語学習の成果を発表する英語暗唱大会の開催を支援する。
2	市内在住外国人に対する支援の充実	市内在住する外国人が安心して暮らせるように、外国語による生活関連情報の提供や日本語教室等の学習機会及び相談体制の充実を図ります。 ・生活関連情報の提供 ・日本語教室の充実 ・生活相談体制の連携の充実	地域づくり推進室	市内で津山にほんごの会による日本語教室を開催する。 日本語教室ボランティア講師スキルアップ研修を実施する。 警察署等関係機関と連携し、防災・防犯啓発を実施する。 市民団体と協力して国際理解講座を実施する。
			人権啓発課	「さん・さん」情報コーナーに、外国語による生活ガイドブックや相談窓口情報を設置し、来館者に情報を提供する。 生活相談については、意思疎通に支障がなければ通常の相談と同じように対応する。意思疎通が困難な場合は、地域づくり推進室やにほんごの会と連携し、外国語で対応できる相談窓口等につないでいく。
			市民窓口課	転入時に、生活に必要な情報として外国語版のゴミの分別や生活安全マニュアルを配布するほか、相談機関として岡山県外国人相談センターや外国人のための生活相談の案内を配布し、外国人への情報提供を図る。

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)

重点目標7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
主要施策(15) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	審議会等への女性の登用促進	各種審議会等への女性委員の登用を促進し、平成34(2022)年度末までに女性委員の割合を30%を超えるよう努めるとともに、すべての審議会に女性委員の登用を促進します。 ・各種審議会等への女性の積極的な登用促進 ・女性委員の登用に関する継続的な調査の実施	行財政改革推進室	審議会等への女性委員登用率が30%以上となるよう、任期の更新時期等を捉えて関係部署に働きかけるなど推進していく。
			人権啓発課	各種審議会等への女性委員の登用を促進する手法や取り組みについて、調査・研究し、関係部署に働きかける。
2	市女性職員の能力開発と登用促進	各種研修会等を開催し、女性職員の能力開発と職域拡大を図り、併せて管理職への登用を促進します。 ・女性職員等の能力開発、自己啓発のための研修会機会の充実 ・女性職員の登用状況の定期的把握	人事課	市女性職員を関係機関の研修会へ積極的に派遣する。 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する。

			人権啓発課	女性職員の能力開発と職域拡大、管理職への登用状況について、定期的に把握し、関係部署に働きかける。
--	--	--	-------	--

主要施策(16) 事業者・市民団体等への女性の参画の促進

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	事業所等への啓発活動の充実	<p>事業所等の経営者・管理者に対し、女性の登用促進についての啓発活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務管理講習会における啓発 ・企業等に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組みや導入方法などの情報提供 ・一般事業主行動計画策定に向けた啓発活動および情報提供 	人権啓発課	事業主や管理職を対象としたセミナー等で女性の登用促進についての啓発活動を行う。
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを送付することにより、企業・団体に対して啓発を図る。
			みらい産業課	窓口のカウンターへパンフレットを設置し、セミナーや研修会の紹介を行う。
2	地域活動における男女共同参画の推進	<p>自治会やPTA等、地域活動に男女がともに地域の一員として参画できるように促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員への女性の登用促進 ・PTA活動における男女共同参画の促進 ・各公民館への男女共同参画推進委員の配置、地域における男女共同参画の促進 	人権啓発課	地域での公民館活動に女性が積極的に参加できるよう、各公民館に男女共同参画推進委員を配置し、研修会を実施する。
			生涯学習課	23公民館の公民館活動推進協議会において、男女各1名ずつ男女共同参画運営推進委員を配置する。また、公民館長会を通じて、各公民館活動推進委員に公民館とその運営に関し、女性が積極的に参加できるよう啓発を図る。
			学校教育課	PTA活動に男女関係なく積極的に参加できるよう啓発を図る。
3	女性の参画意識の促進と人材育成のための研修・学習機会の充実	<p>女性のあらゆる分野での方針決定への関心と参画を促すため、情報を提供し、意識の高揚に努めます。</p> <p>各分野への登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画講座の開催 ・女性リーダーの人材育成と活用 ・企業等における女性経営者、管理職への研修・啓発活動 	人権啓発課	<p>さん・さん登録団体の活動を支援し、協働によるさん・さん祭りの開催や男女共同参画に関する講座の企画・運営の場を提供する。また、交流会等を通じて、各団体の連携促進を図る。</p> <p>各種講座や国・県からの男女共同参画に関する情報を提供する。</p> <p>女性の参画意識や人材育成に関連する資料等の作成・配布をする。</p>
			生涯学習課	地域の要望に応じた男女共同参画に関する出前講座(生涯学習リクエスト大学)の実施や、人材バンクを活用した人材育成のための学習機会を提供する。
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを送付することにより、企業・団体に対して啓発を図る。
			みらい産業課	産業人材育成講座「津山まちなかカレッジ」の実施により女性の参画意識の促進と人材育成を支援する。

重点目標8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

主要施策(17) 家庭や地域における男女共同参画の促進

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	仕事と生活の調和の意識啓発	<p>仕事中心の働き方を見直し、家庭生活や地域活動において男女が互いに協力し、家族や地域の一員として責任を果たしていくける環境づくりを推進します。</p> <p>次世代を担う子どもたちに対して、男女が相互に尊重し、理解し合い、助け合うような人間形成を図るために家庭教育の推進、学習機会の提供に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和に関する広報活動および学習機会の提供 ・仕事と生活の調和に関する情報収集および情報提供の実施 ・市職員への啓発 	人権啓発課	個人のワーク・ライフ・バランスや家庭内でのパートナーシップなどをテーマに講座等を開催する。
			学校教育課	定期的な定時退庁日の設定、夏季休業中における学校閉庁日を設定する等、仕事と家庭生活のバランスの取れた働き方を推進する。
			人事課	ワーク・ライフ・バランス(育児及び介護と仕事の両立)について、人材育成方針の柱の一つと位置づけ、課長会議、インフラネット等の様々な機会を通じて育児関係制度の普及啓発を行う。
2	男性の家事・育児・介護への参画および生活能力向上の促進	<p>家庭において男性が家事・育児・介護に参画することの意味、意義、価値観を啓発し、生活能力の向上を目的とした各種講座・教室等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児・介護参加への啓発 ・各種講座・教室の開催 	人権啓発課	男性の家事や育児、介護への参画を促すため、男性向けの講座等を開催する。
			健康増進課	男性が妻の妊娠中、出産後、家事育児の支援ができるようハローベビー教室(妊娠学級)を開催する。

			生涯学習課	公民館主催講座において、男性の料理教室等、家庭において男性が家事・育児・介護に関することを促進するための講座を開催する。
			学校教育課	保護者を対象とした子育てワークショップ等において、家庭における家事・育児・介護の参画について考える機会を提供する。

主要施策(18) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画	
1	子育て支援体制の充実	子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、多様なライフスタイルに対応した保育サービスや、子育て支援体制の充実に努めます。 ・保育所・幼稚園・認定こども園における保育サービスの充実 ・病児保育の充実 ・子育て講座・教室の充実 ・放課後児童クラブ、放課後こども教室の整備と充実 ・地域子育て支援拠点の充実 ・ファミリー・サポート・センターの充実	子育て推進課	放課後児童クラブの整備と充実を図っていく。	
			こども保育課	子育てしながらの仕事や生活が安心して行えるよう子育て支援事業のさらなる充実を図る。	
			健康増進課	子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠、出産についての不安に寄り添い、自己決定できるように支援する。	
			生涯学習課	公民館主催講座において、子育てに関する要素に配慮した講座の組み立てを行う。 子育て支援コーナーの充実、子育てに役立つ講座の開催や絵本の読み聞かせ等の行事を開催し、関係資料の紹介をする。	
			学校教育課	教育講演会、子育てワークショップなど、子育て中の保護者を対象とした親の学びの機会や、幼稚園ごとに親子ふれあい教室を開催し、家庭の教育力の向上を図る。	
			人権啓発課	男女共同参画の視点を取り入れながら、ファミリー・サポート・センターとの共催で子育てに関する講座等を開催する。	
2	介護保険・高齢者福祉・障害者福祉サービスの整備・充実	働く人のみならず、全ての人が安心して介護を行うことができる環境の整備や支援体制の充実を図ります。 ・介護保険サービス・高齢者福祉サービス・障害者福祉サービスの情報提供、セミナー等の開催 ・介護保険サービスの整備・充実 ・高齢者福祉サービスの整備・充実 ・障害者福祉サービスの整備・充実	高齢介護課	高齢者福祉の充実 ①日常生活の支援 ②権利擁護 ③福祉施設の充実 介護保険サービスの充実 ①居宅サービス及び施設・居住系サービスの確保のための方策 ②地域密着型サービスの推進のための方策 ③介護保険事業の円滑な運営 地域支援事業の推進 ①介護予防の推進 ②認知症施策の推進 ③包括的支援事業 ④任意事業 地域包括ケアシステムの構築	
				障害福祉課	障害福祉サービスの情報提供に努め、制度利用の促進を図る。
				人権啓発課	介護等に関するセミナーなどを開催する。
3	ひとり親家庭への自立支援	相談体制の充実、就労支援や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等により、精神的・経済的な自立が図られるよう支援します。 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ・ひとり親家庭等医療費支給事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・自立支援プログラム策定期事業 等	子育て推進課	ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事を両立できるよう、就労支援や相談体制の充実、貸付制度等の周知を図り、自立に向けた支援を行う。	

主要施策(19) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	事業所等における仕事と生活の調和の促進	事業所等における仕事と生活の両立支援を支援します。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供 ・ワーク・ライフ・バランスの推進支援 ・市職員における仕事と生活の両立支援・働き方の改善	人事課	働き方改革による多様な働き方を実現するため、全ての年代の職員が同じ目的意識を持てるように計画的な研修等を実施していく。

			人権啓発課	事業主等を対象としたワーク・ライフ・バランスの講座を開催する。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」の事業所への派遣、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の利用を促す。
			契約監理室	事務室の窓口カウンターにパンフレットを設置して来庁者や職員に啓発を行う。また、発送文書にも可能な限り啓発イラストを貼付けして啓発を行う。 総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加点する。
			仕事・移住支援室	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースの送付等により、啓発を図る。
			みらい産業課	窓口のカウンターへパンフレットを設置し、セミナーや研修会の紹介を行う。
			行財政改革推進室	職員の仕事と生活の調和等に資するため、事務の効率化の取組を推進する。
			子育て推進課	仕事と生活の両立が支援できるようワークライフバランスを推進する。
			こども保育課	ワーク・ライフ・バランスの推進支援として、引き続き待機児童ゼロの維持に努める。
2	育児・介護休業制度の周知、啓発と活用促進	事業所や市民に対して、育児・介護休業制度の周知を行い、活用の促進を図ります。また市職員に対しての活用を図ります。 ・事業所へ向けた制度の普及・啓発 ・市職員へ向けた制度の普及・啓発	人事課	ワーク・ライフ・バランス(育児及び介護と仕事の両立)について、人材育成方針の柱の一つと位置づけ、課長会議、インターネット(「いくじ・かいごのススメ」)等の様々な機会を通じて、育児・介護休業制度の周知徹底とその達成に向けた取組の促進を図る。
			人権啓発課	事業所向けのセミナーやさん・さん主催講座等において、育児・介護休業制度を周知し、男女ともに活用の促進を図る。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」を事業所に派遣し、育児・介護休業制度等の周知に努める。
			契約監理室	事務室の窓口カウンターにパンフレットを設置して来庁者や職員に啓発を行う。また、発送文書にも可能な限り啓発イラストを貼付けして啓発を行う。 総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加点する。
			仕事・移住支援室	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースの送付等により、啓発を図る。

重点目標9 働く場における男女共同参画の推進

主要施策(20) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	事業所に対する啓発および学習機会の提供	男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、職種・職域の拡大など女性活躍の場の拡大、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*など各種ハラスメントの防止など、性別に関わりなく能力が発揮できる職場環境づくりを労使双方に対して働きかけます。 ・啓発パンフレット等の配布 ・積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進 ・セミナー等の開催、出前講座等の実施 ・両立支援アドバイザーの派遣	人権啓発課	事業所向けのワーク・ライフ・バランス等のセミナーを開催する。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」を事業所に派遣する。
			契約監理室	事務室の窓口カウンターにパンフレットを設置して来庁者や職員に啓発を行う。また、発送文書にも可能な限り啓発イラストを貼付けして啓発を行う。 総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加点する。
			みらい産業課	窓口のカウンターへパンフレットを設置し、セミナーや研修会の紹介を行う。

			仕事・移住支援室	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを交付し、労働環境整備に向けた学習の場の情報を提供する。
2	女性農業者への支援	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるよう研修機会を充実するとともに、自主的活動を支援します。 ・家族経営協定の普及・啓発 ・女性農業者組織活動支援	農業振興課	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるよう研修機会を充実するとともに、自主的活動を支援する。 ・家族経営協定の普及・啓発
3	労働情報の提供	女性の就労を支援するため、関係機関と連携して各種就労情報を収集・提供します。 ・ハローワーク求人情報の提供	人権啓発課	ハローワーク発行の週間求人情報等を「さん・さん」に備え、来館者に情報提供する。
			仕事・移住支援室	ハローワーク等の関係機関と連携し情報提供に努めるほか、津山広域事務組合と連携し、無料職業紹介センターからの就職に関する情報提供に努める。
			生涯学習課	関連機関と連携して、ハローワークの求人情報をはじめ就労情報の提供を行う。

主要施策(21) 女性のチャレンジ支援

No.	施 策	概 要	担当課	令和2年度事業実施計画
1	女性のキャリアアップの支援	各種研修会や学習機会の充実及び情報提供等により、女性の起業やキャリアアップを支援します。 ・人材育成事業「つやま産業塾(経営能力開発講座)」の開催 ・女性の起業支援 ・産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施 ・各種資格取得講座の開催 ・キャリアアップに関する情報の提供	人権啓発課	県主催の女性のキャリア支援の講座のチラシなどを配架し、キャリアアップに関する情報を提供する。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」を事業所に派遣する。
			みらい産業課	人材育成事業「つやま産業塾(経営能力)」の開催と、産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施により女性の起業やキャリアアップを支援する。
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、キャリアアップに関する情報提供を行う。
			生涯学習課	まちカレと連携して女性のキャリアアップの支援となる講座を開催する。また図書館内のまちカレコーナーを活用した情報発信を行う。
2	多様な働き方に対する支援(再チャレンジ)	再就職や再チャレンジのための支援及び労働条件の改善に向けた啓発等を実施し、多様な働き方を支援します。 ・関係機関との連携による起業支援及び情報提供 ・家族経営協定の普及・啓発 ・就労支援セミナーの開催 ・産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施 ・ビジネス支援コーナーの設置、関係資料を提供	人権啓発課	県主催の女性のキャリア支援の講座のチラシなどを配架し、キャリアアップに関する情報を提供する。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」を事業所に派遣する。
			みらい産業課	産業人材育成講座「津山まちなかカレッジ」の実施により女性の働き方を支援する。
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、キャリアアップに関する情報提供を行う。
			農業振興課	家族経営協定の普及・啓発を行う。
			生涯学習課	ビジネス支援コーナーまちカレコーナーで再就職や起業、キャリアアップに関連した資料提供や特集展示を行う。
3	就業に関する相談体制の整備・充実	関係機関と協力して、就業条件等の疑問や悩みを解消するための相談事業を実施するとともに、一人親家庭等の職業能力の向上及び求職活動を支援します。 ・労働等に関する相談の実施 ・ひとり親家庭相談	人権啓発課	就業に関する相談があった場合に、ハローワーク、津山市自立相談支援センター等の紹介や母子就労支援制度等の説明を行い、関係機関へ適切につなぐ。
			子育て推進課	関係機関と協力して、就業条件等の疑問や悩みを解消するための相談事業を実施するとともに、ひとり親家庭の経済的自立を目的とした職業能力の向上及び求職活動を支援する。
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、キャリアアップに関する情報提供を行う。